

議案第7号

橋本市教育基金条例の一部を改正する条例について

橋本市教育基金条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成29年9月4日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市教育基金条例の一部を改正する条例

橋本市教育基金条例(平成18年橋本市条例第89号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

改正後		改正前	
別表(第1条、第5条、第6条関係)		別表(第1条、第5条、第6条関係)	
基金名	目的	基金名	目的
略	略	略	
堀畑光久ひかり基金	略	堀畑光久ひかり基金	略
安川忠治教育基金	教育振興を図るための事業の実施に必要な費用		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。